

## お知らせ

### 定住促進補助金

問 産業建設部都市整備課 問(57) 4 1 6 6

「新たに住宅を取得された方に補助金を交付します」

① 次のすべてを満たす方

① 転居又は転入により新たに専用住宅、併用住宅又は区分所有建物を取得する者

② 平成27年4月1日から平成32年3月31日までに住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した者

③ 住宅を取得した時点で50歳以下

④ 入居する世帯員が2名以上

⑤ 取得した住宅が共有名義であるときは、その代表者

対象住宅

平成27年4月1日から平成32年3月31日までに取得した新築住宅又は中古住宅とし（ただし、建て替えにより取得した住宅は除く）、取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること。

交付額

新築住宅の取得にあつては15万円、中古住宅の取得にあつては10万円

交付回数

交付を受ける同一世帯に対し

て1回限りとする。

① 住宅を取得してから1年以内に補助金交付申請書及び次の書類を提出してください。

① 世帯全員が記載されている住民票謄本

② 定住誓約書

③ 建物登記簿の全部事項証明書の写し

④ 建物の平面図及び位置図

⑤ 町外からの転入者については、直近の住所での納税証明書  
⑥ 未登記家屋にあつては、取得関係がわかる書類

### 消火器購入費補助金

問 総合政策部総務課 問(57) 4 1 1 2

町では、防火意識の向上と火災の被害を最小限に食い止めることを目的とし、消火器購入者に対し、補助金（1世帯につき1台1回の補助）を交付しています。

① 町内に住所を有すること

② 購入する消火器が国家検定品であること

③ 町税を滞納していないこと

交付額

購入金額の2分の1（1000円未満の端数切り捨て）で3千円を限度とします。

① 消火器購入の際の領収証及び

製造元・品名等が確認できる書類を添付し、購入の日から6か月以内に申請してください。

### チャイルドシート購入費補助

問 総合政策部総務課 問(57) 4 1 2 8

交通安全対策の一環として、6歳未満のお子さまのいる家庭で新しくチャイルドシートを購入された際に、購入費の一部を補助します。

① 保護者（養育者）及びお子さまが町内に住所を有する方

② お子さまが6歳未満の方

補助額

購入費用（消費税を含む）の3分の1（1台につき限度額は1万円、1000円未満切り捨て）

※安全基準に適合するチャイルドシート（中古品を除く）

※送料等の経費は補助対象外

※お子さまが生まれてからの申請で、補助はお子さま1人につき1台に限る。

※申請書は町ホームページでダウンロードするか、総務課窓口にもございます。

申請に必要なもの

① 領収書等（店名及び品名の記載されたもの）

※原本添付

② 品質保証書その他チャイルドシートの製造元、品名等が確認できる書類

③ 印鑑 ④ 振込口座情報



### 防犯灯のLED化に伴うお願い

問 総合政策部総務課 問(57) 4 1 1 2

町内のLED防犯灯は、通常10年以上球切れすることはありませんが、器具不良や落雷等で故障する場合がございます。

防犯灯の故障を発見した場合は、これまで電気店へ直接連絡していた地城もございましたが、今後はすべて町総務課までご連絡ください。その際、電柱についている東京電力の番号（例「中林〇〇」など）か、電柱がある住所をお知らせください。